

# 兵庫県公報

令和5年7月25日 火曜日 第433号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	3
○ 歳入の徴収事務の委託（港湾課）	3
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	4
<b>公 告</b>	
○ 二級河川石屋川水系河川整備基本方針の策定（総合治水課）	4
○ 二級河川住吉川水系河川整備基本方針の策定（同）	4
○ 二級河川天上川水系河川整備基本方針の策定（同）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 建築士法による二級建築士免許の取消し（建築指導課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	6
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	6

## 告 示

### 兵庫県告示第783号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市神出土地改良区	令和5年6月14日

### 兵庫県告示第784号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
石守土地改良区	令和5年6月1日

**兵庫県告示第785号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
栗住野土地改良区	令和5年6月19日



**兵庫県告示第786号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
上八木土地改良区	令和5年6月19日



**兵庫県告示第787号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
ちひろ土地改良区	令和5年6月26日



**兵庫県告示第788号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
北淡路土地改良区	令和5年5月29日



**兵庫県告示第789号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年7月25日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年7月25日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 山田日高線	美方郡香美町村岡区山田字宮ノ下タ1910番 1から	旧	6.0から 25.0まで	155.0	
	同郡同町村岡区山田字宮ノ下タ1903番 1まで	新	6.0から 39.0まで	155.0	



**兵庫県告示第790号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県土木部河川整備課及び淡路県民局洲本土木事務所に備え置いて、令和5年7月25日から2週間縦覧に供する。

令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 河川の名称  
二級河川志筑川水系志筑川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和5年7月25日
- 3 廃川敷地等の位置
  - (1) 淡路市中田字大円道向692番2
  - (2) 同 市中田字大円道向693番5
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
  - (1) 種類 土地  
数量 21.85平方メートル
  - (2) 種類 土地  
数量 12.07平方メートル



**兵庫県告示第791号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務を家島観光事業組合に委託した。

令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 委託した歳入の名称  
兵庫県港湾施設管理条例（昭和36年条例第18号）第9条に規定する来訪船舶係留施設の使用料
- 2 委託した事務の範囲  
家島港真浦地区に係る来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務
- 3 委託した相手方の住所及び氏名  
姫路市家島町真浦590—7  
一般社団法人家島観光事業組合  
代表理事 岡部 賀胤
- 4 委託年月日  
令和5年4月1日
- 5 徴収の方法  
家島観光事業組合は、使用料の徴収については、納入通知書により行うものとし、当該使用料の納付があ

ったときは、領収書を交付するものとする。

なお、徴収の方法については、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の歳入に係る事務委託契約書による。



**兵庫県告示第792号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 日時

令和5年8月1日（火）午後2時から午後3時まで

2 場所

宝塚市旭町2丁目4番15号 兵庫県宝塚総合庁舎 第5会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 吉永建設株式会社

代表者氏名 吉永裕利

事務所所在地 川西市多田桜木1丁目2番14号

免許番号 兵庫県知事（4）第300221号

免許年月日 令和2年4月5日

**公 告**

**二級河川石屋川水系河川整備基本方針の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川石屋川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県土木部総合治水課及び神戸県民センター神戸土木事務所において公表する。

令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦



**二級河川住吉川水系河川整備基本方針の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川住吉川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県土木部総合治水課及び神戸県民センター神戸土木事務所において公表する。

令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦



**二級河川天上川水系河川整備基本方針の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川天上川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県土木部総合治水課及び神戸県民センター神戸土木事務所において公表する。

令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対

し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 業務スーパー西宮鳴尾店  
所在地 西宮市小松西町一丁目8 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名  
大阪建設株式会社 西宮市南昭和町2番30号山下ビル 山下慶博

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名  
TC神鋼不動産株式会社 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 藤野悦郎

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名  
大阪建設株式会社 西宮市南昭和町2番30号山下ビル 山下慶博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名  
株式会社桶谷ホールディングス 奈良市東九条町418番地1 桶谷晃弘  
外未定1者

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名  
株式会社桶谷ホールディングス 奈良市東九条町418番地1 桶谷晃弘  
株式会社ワッツ西日本販売 大阪市中央区城見一丁目4番70号 山野博幸

4 変更年月日

令和5年3月16日 ほか

5 届出年月日

令和5年6月30日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年7月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年11月27日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**建築士法による二級建築士免許の取消し**

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、下記の建築士の免許を取り消したので同条第3項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第6条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 免許の取消しをした年月日

令和5年7月11日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名

松下昌史

(1) 建築士の別

二級建築士

(2) 登録番号

兵庫県知事登録第洲本132号

(3) 免許の取消しの理由

法第9条第1項第2号に該当するため。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年7月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西脇市小坂町字川原37番33、37番141の一部、37番160の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加東市高岡860番

稲坂満貴代

3 許可年月日及び許可番号

令和5年3月2日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-24号（4西脇）

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年7月25日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

1 落札に係る物品等又は役務の名称

兵庫県警察給与システム機器賃貸借

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

令和5年7月12日

4 落札者の名称及び住所

株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号

5 落札金額

946,000円（月額）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和5年6月2日